

研究雑話 (18)

フランスの障害者教育・福祉事情 (二) …ある地方都市における地域保障の実際について

藤井力夫

前回は一九七五年障害者基本法についてお話ししました。地域でどう具体化するか、各県レベルにおける教育保障や就労保障に関する委員会の設置が基本法の骨子になってお話をしました。委員会の設置は個々の障害者に対する教育や労働の場の検討のみならず、その実現という点でとても重要な役割を果たしています。委員会の構成その他については次回にして、今回は、生活手段としてのような施設が各地域に用意されているか、その実際についてある地方都市を例にお話したいと思います。ロアーズ県のポーベという都市です。パリから直線距離で北約七〇キロ、急行列車で約一時間。札幌をパリとすれば方角は違いますが岩見沢のような街。人口は五万七千。中世からの教会、カテドラルでとても有名な県庁所在地。図をよくみていただきたい。そんなに大きくない都市なのに諸施設がとてよく整備されている。

一九八五年、フランスの国立特殊教育研究所の心理運動治療教育部門で勉強していたとき、あまりにも違うフランスの制度を日本人たちにどのように説明すればよいか、比較のために選んだ典型的なフランスの地方都市。数値資料は各関係機関にあたって聞きだしました。障害者基本法の制定から一〇年経った当時の状況を理解することになります。最大の特徴は、障害児者の各ライフ・ステージにふさわしい内容を創造、要求してきたこと。しかも、施設経営のノウハウまで親の会の人

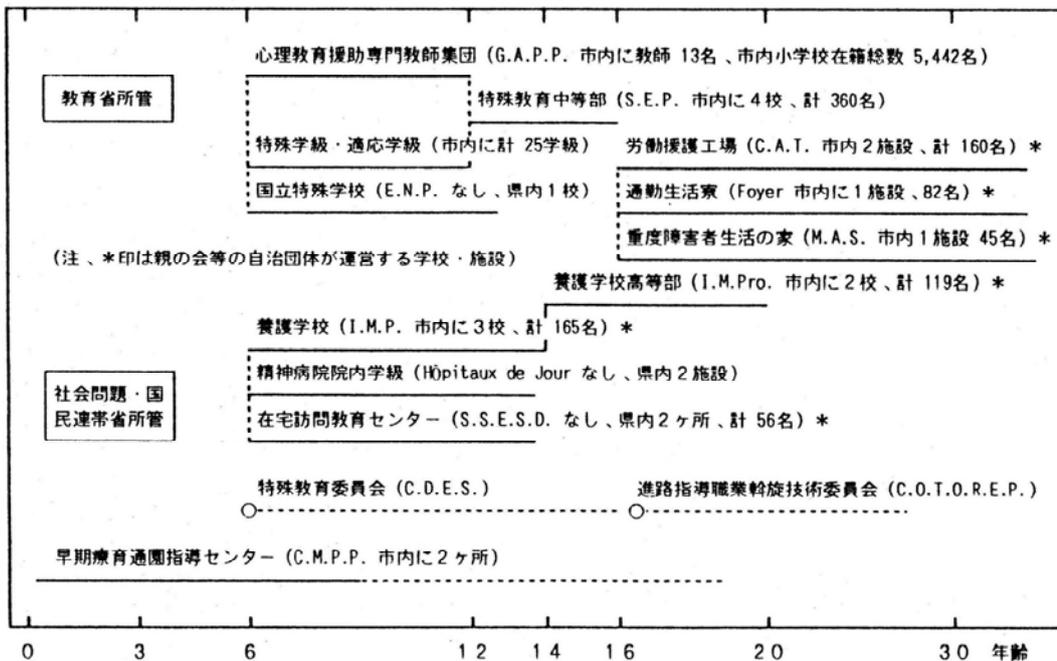
たちが検討、厚生省関係、文部省関係等、各行政の諸費用を束ねる形で施設経営を具体化したことです。

① まず、乳幼児のための心理教育訓練施設、C.M.P.P. 地域における障害の早期発見と療育のセンター。通園施設。小学生になっても必要な場合は学校から治療訓練に通うことができる。

② 日本との最大の違いは養護学校が公立ではないということ。ほとんどが親の会の全国組織が経営する私立。在宅訪問教育センターもそうだし、養護学校高等部にあたるI.M.Proもそう。公立小学校の特殊学級は廃止の方向で、代わって養護学校が統合教育のための実験学級を公立小学校に設置。軽度の学業不振児のためには国立の特殊学級E.N.P.があり、中等部にあたるS.E.P.では職業教育に重点。小学校における落第生や学校不適応児のためには新たに心理運動教育の専門教育集団(G.A.P.P.)を創設。重度の障害児には医療の充実した院内学級。なんといってもフランスの強み。

③ 社会扶助ではなく最低賃金による生活保障という考え方から、労働能力が通常の三分の一程度の者(差額保障賃金九〇%以上)とそれ以下の者(差額保障賃金七〇%以上)に分けられる。前者に対しては保護工場ないし家内労働供給センター、後者に対しては労働援護センターC.A.T.を用意(三和荘は後者に該当)。これも親の会で設

地域処遇の体系 (ロアーズ県 ポーベ市、人口 5万7千、1985-86)



立。重度の人たちには生活の家があり、アパートとしては通勤寮がある。これは障害者のためだけでなく、日本でいえば中学校卒で働く青年労働者のための食事つきアパート。各地域に整備されている。

(北海道教育大学助教授)